

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害防止の基本的施策

第1節 大阪府環境管理計画の策定等

昭和46年9月に発足した公害防止計画プロジェクト・チームでは、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第19条に基づく大阪地域公害防止計画（昭和47年12月19日付け内閣総理大臣承認）を策定したが、その後、引き続き府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）第9条に基づく府独自の公害防止計画の策定作業を進めてきた。昭和48年6月この策定作業を終了したので、本府ではこれを大阪府環境管理計画（案）としてとりまとめ、国、市町村をはじめ各界の意見を聴取し、所要の修正を行った後、昭和48年9月27日に大阪府環境管理計画として決定した。

なお、大阪府環境管理計画は大阪地域公害防止計画を包含するものである。

第1 大阪府環境管理計画

大阪府環境管理計画（愛称 BIG PLAN）の概要は、次のとおりである。

(1) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、府下全域とする。

(2) 目標及び達成期限

目標及び達成期限は表-45のとおりである。

表-45 環境管理計画の目標と達成期限

項 目	目 標 と 達 成 期 限
二酸化いおう	○昭和48年度に環境基準（昭和44年2月閣議決定）を達成する。 ○昭和50年度に年度平均値0.03ppmを達成する。 ○昭和53年度に環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）（日平均値0.04ppm、1時間値0.1ppm）を達成する。 （昭和53年度にいおう酸化物排出量を53,990t/年にする）
浮遊粒子状物質	○昭和50年度に住居地域において環境基準（日平均値0.1mg/m ³ 、1時間値0.2mg/m ³ ）を達成するよう努める。 ○昭和56年度までに府下全域において環境基準を達成する。 （昭和50年度に固定発生源から排出される粒子状物質を9,700t/年） （昭和45年度固定発生源101,780t/年）にする。

項 目	目 標 と 達 成 期 限
一 酸 化 炭 素	<p>○昭和49年度までに住居地域内において環境基準（日平均値10ppm、8時間値 20ppm）を達成する。</p> <p>（道路近傍を除く一般環境の許容排出量は 989,020t/年で、昭和45年度排出量 705,100t/年を上まわる。道路近傍における汚染解析が必要。）</p>
二 酸 化 窒 素	<p>○昭和53年度に、日平均値0.02ppm以下を60%以上確保するため固定発生源の排出量を50,760t/年（大阪府下全域）に削減する。</p> <p>○昭和56年度までに環境基準（日平均値0.02ppm）を達成する。</p> <p>（昭和56年度までに固定発生源及び移動発生源を含め窒素酸化物排出量を35,870t/年（昭和45年度151,090t/年）にする。）</p>
光化学オキシダント	<p>○昭和56年度までに環境基準（1時間値0.06ppm）を達成する。</p> <p>窒素酸化物対策とあわせて、昭和56年度までに炭化水素の排出量を5,820t/年（昭和45年度 204,940t/年）にする。</p>
炭 化 水 素	<p>○暫定目標として1時間値 0.24ppmを昭和56年度までに達成する。</p>
悪 臭	<p>○昭和56年度までに大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度にする。</p>
水 質 汚 濁	<p>○人の健康保護に係る環境基準を府下の全公共用水域においてただちに達成する。</p> <p>○生活環境の保全に係る環境基準については、河川・海域別にそれぞれ定めた環境基準又は暫定目標を所定期限内に達成する。</p> <p>○上水道水源を保全し、都市河川においても魚がすめるようにするとともに、漁場を回復、確保することとして、必要な項目を目標として設定し、昭和60年度までに達成する。</p> <p>（昭和56年度までにBOD排出負荷量を 143t/日にし、昭和60年度までに同じく87t/日にする。）</p>
騒 音	<p>○昭和49年度までに環境基準のあてはめ地域に基づき、道路に面しない地域の環境基準を維持する。</p> <p>○昭和51年度までに幹線道路を除く道路に面する地域の環境基準を達成するよう努める。</p> <p>○昭和56年度までに幹線道路に面する地域を含む府下全域において環境基準を達成するよう努める。</p> <p>○航空機騒音について、</p> <p>WECPNL 65 第1種区域（住 専）</p> <p> 〳 70 第2種区域（住居・無指定）</p> <p> 〳 75 第3種区域（商業・準工業）</p> <p> 〳 85 第4種区域（工 業）</p> <p>の目標を昭和56年度までに達成するよう努める。</p> <p>○新幹線騒音については、80ホン（A）以下をすみやかに達成する。</p>

項 目	目 標 と 達 成 期 限
地 盤 沈 下	○昭和51年度には北摂及び東大阪地域において地盤沈下を進行させない。 ○昭和56年度には泉州地域を含む府下全域において地盤沈下を進行させない。

(注)

WECPNL: 加重等価平均知覚騒音レベル。

うるささと騒音の継続時間、航空機の飛来回数、夜間・深夜の時間帯補正、音質を考慮した数値

(3) 環境容量の設定

一定の環境内で、自浄作用（環境上好ましくない汚染物質が環境において減少する現象）による浄化能力を上まわる汚染物質の排出がある場合には、環境の汚染が進行し公害問題を生ずるということができる。そこで公害を防止するためには、環境固有の自浄能力によって浄化する限度以下に汚染物質の排出量を抑えなければならず、こうした一定の量に基づいて排出規制を行う、いわゆる総量規制方式をとる必要がある。

しかし、現状では環境の自浄能力が定量的には握されていないので、当面は、工場、事業場、自動車、家庭等から排出される汚染物質の量とそれが環境に及ぼす影響を明らかにし、それに基づいて、地域及び流域別に大気及び水質に係る目標値を達成、維持するための汚染物質の許容排出量を算定し、これを環境容量とした。

1 大気環境容量

大気環境容量は、いおう酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び炭化水素の5物質について設定した。このうち主要ないおう酸化物及び窒素酸化物の環境容量は表-46及び47のとおりである。

表-46 いおう酸化物に係る環境容量

地 域	目標年間平均値 (ppm)	許容排出量 (t/年)	昭和45年度排出量 (t/年)	削 減 率 (%)
大 阪 市	0.013	12,030	124,500	90.3
北 大 阪	0.017	4,650	21,900	78.8
東 大 阪	0.014	6,140	32,500	81.1
南 大 阪	0.011	31,160	195,500	84.1
合 計	—	53,990	374,400	85.6

表-47 窒素酸化物に係る環境容量

地 域	目標年間平均値 (ppm)		許容排出量 (t/年)			昭和45年度排出量 (t/年)			削 減 率 (%)		
	二酸化窒素	窒素酸化物	固 定 発生源	移 動 発生源	合 計	固 定 発生源	移 動 発生源	合 計	固 定 発生源	移 動 発生源	合 計
大 阪 市	0.0078	0.0156	8,490	1,070	9,560	40,750	17,070	57,820	79.2	93.7	83.5
北 大 阪	0.0072	0.0144	2,530	740	3,270	5,340	3,860	9,200	52.7	80.8	64.5
東 大 阪	0.0071	0.0142	2,520	710	3,230	7,210	5,390	12,600	65.0	86.9	74.4
南 大 阪	0.0069	0.0138	18,850	960	19,810	65,960	5,520	71,470	71.4	82.6	72.3
合 計	—	—	32,390	3,480	35,870	119,260	31,830	151,090	72.8	89.1	76.3

2 水質環境容量

水質環境容量は、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、総窒素及び総リンの4物質について設定した。このうち府下の河川全体のBOD環境容量及び大阪湾のCOD環境容量はそれぞれ表-48及び表-49のとおりである。

表-48 生物化学的酸素要求量(BOD)に係る環境容量

水 域	目 標 水 質 (BOD) (ppm)			許容排出量 (BOD) (t/日)			昭 和 45年度 排出量 (t/日)	削 減 率 (%)		
	昭 和 51 年	56 年	60 年	51 年	56 年	60 年		51 年	56 年	60 年
淀 川	下流1)5 *(2)*8	下流1)3	下流2)5	16.01	12.01	11.04	19.14	16.4	37.3	42.3
大 和 川	石川 5 本川 10	石川 3 中流 5 下流 8	中流 3 下流 5	14.27	10.10	2.68	40.95	65.2	75.3	93.5

水 域	目 標 水 質 (BOD) (ppm)			許 容 排 出 量 (BOD) (t/日)			昭 和 45年度 排 出 量 (t/日)	削 減 率 (%)		
	昭 和 51 年	56 年	60 年	51 年	56 年	60 年		51 年	56 年	60 年
猪 名 川	上流 5 下流 35	上流 3 下流 10	下流 5	3.43	1.13	0.45	8.56	59.9	86.8	94.7
安 威 川	上流 2 下流 115 ◇ (2)10 ◇ (3)25	下流 113 ◇ (2)8 ◇ (3)10	下流 2)5 ◇ (3)5	4.60	2.97	0.47	12.42	63.0	76.1	96.2
神 崎 川	25	10	5	65.41	25.85	11.67	117.14	44.2	77.9	90.0
寝 屋 川	25	10	5	51.18	20.47	10.24	157.63	67.5	87.0	93.5
大 阪 市 内 河 川	5～20	5～10	5	29.57	29.96	16.20	69.63	57.5	57.0	76.7
泉 州 諸 河 川	2～10	2～10	2～5	51.86	40.33	33.96	145.28	64.3	72.0	76.6
合 計	—	—	—	236.33	142.82	86.71	570.76	58.6	75.0	84.8

(注) ※はただちに達成

表—49 化学的酸素要求量(COD)に係る環境容量

水 域	目 標 水 質 (COD) (ppm)			許 容 流 入 負 荷 量 (COD) (t/日)			昭 和 45年度 流 入 負 荷 量 (t/日)	削 減 率 (%)		
	昭 和 51 年	56 年	60 年	51 年	56 年	60 年		51 年	56 年	60 年
大 阪 湾 (1)	8 ※		3	183	142	112	509	64.0	72.0	78.0
◇ (2)	3		2							
◇ (3)	3	2								
◇ (4)	2									
◇ (5)	2 ※									
尾 崎 港 (6)	8 ※		3							
淡 輪 港 (7)	8 ※		3							
深 日 港 (8)	8 ※		3							

(注) ※はただちに達成
神崎川以南の許容流入負荷量

3 計画の基本施策

大阪地域における公害を抜本的に解消するためには、人口と工場の過度の集中とこれによってもたらされた無秩序な土地利用を解決し、さらに省資源型産業構造への転換を図ることが前提条件であって、これらに対する有効な対策を講じるとともに、あわせて発生源に対する規制、都市環境の整備、自然環境の保全などを図っていく必要がある。

本計画では、まず土地利用と環境汚染の関連を明らかにし、今後の土地利用に係る施策の方向を示した後、当面具体的に実施していく大気汚染等いわゆる典型7公害に対する対策(規制、指導の強化、防除技術の開発及び良質燃料への転換指導等)、廃棄物対策(処理施設の整備拡充等)、自然環境の保護・回復(森林等植物の保護、回復、鳥獣魚の保護・育成、文化財の保護、公園緑地等の整備、緑道等の整備、緩衝緑地の整備等)、環境保健対策(健康管理体制の整備、医療体制の整備、被害者救済対策等)、中小企業対策(公害防止施設の設置、適地への移転、集団化などに対する資金の貸付、融資のあっせん、利子補給等)、調査研究体制の整備、監視測定体制の整備、その他の環境上の障害の防止対策(日照妨害、電波障害対策)等について、それぞれの個別施策を示した。

4 経費の概要

本計画に基づいて昭和47年度から昭和56年度までの10カ年間に要する経費は、おおむね3兆4,000億円で、その内訳は、事業者が講ずる公害防止措置に要する経費が約1兆1,700億円、府及び府下市町村が主体となって講ずる施策に要する経費が約2兆2,900億円(公害対策事業約1兆6,500億円、公害対策関連事業約4,800億円、公害対策助成事業約900億円)と見込まれている。

第2 公害防止計画の進行管理

本計画は、府の施策をはじめ国、府下市町村、企業等の事務事業をも包含した総合的、基本的な計画であり、その所要事務事業は複雑かつぼう大であるので、個々の事業の執行状況等を一元的には握する必要がある。

そのため計画に掲げられた施策、事業の進行状況、効果等をは握し、その結果や背景となる事象、問題点等を適切に計画にフィードバックするとともに、本計画に対する関係者の理解と協力を得ること等により、計画の実行性の確保を期す必要がある。

この観点から昭和48年度においてはさしあたり次の事務を実施した。

1 公害防止計画事業の進行状況調査

昭和49年2月に実施した調査結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査対象

府各部局及び府下市町村

(2) 調査内容

大阪府環境管理計画に係る事業(大阪地域公害防止計画事業をも含む。)について、昭和47年度の実績、昭和48年度の実績見込及び昭和49年度の計画額の調査。

(3) 事業費

事業費については、表-50のとおりである。

表-50 環境管理計画事業費調べ

年 度	事 業 費 (単位百万円)
47 (実 績)	114,401
48 (見 込)	141,542

第2節 府条例及び関係規則の整備

第1 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の制定並びに府公害防止条例の一部改正

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第4条第1項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定によれば、都道府県はその地域の自然的社会的条件に応じて、国が定めた一律的な規制基準にかえてそれよりも厳しい基準（上乘せ基準）を定める条例を制定することができることとされている。これらの規定と府公害防止条例で法律よりも厳しい基準を定めている規定との整備を図るため、大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例を制定し、これに伴う府公害防止条例の一部を改正し、それぞれ昭和49年3月31日付けで公布、施行した。

第2 府公害対策審議会条例及び府水質審議会条例の一部改正

公害現象の複雑、多様化とこれに伴う府公害対策審議会及び府水質審議会における審議内容の専門化に対応して、大気、水質、法曹等の関係各界からそれぞれの専門家を補充し両審議会活動をより充実させる必要があるため、両審議会委員のうち、学識経験のある者の定員を「14人以内」から「19人以内」に増加させるため、府公害対策審議会条例及び府水質審議会条例の一部を改正し、昭和48年10月24日付けで公布、施行した。

第3 大阪市長に事務を委任する規則を廃止する規則の制定

水質汚濁防止法附則第2項により、工場排水等の規制に関する法律（昭和33年法律第182号）が廃止されたことに伴い、同法第22条の規定に基づく知事に属する事務のうち、大阪市の区域に係る受理事務等を大阪市長に委任していた「大阪市長に事務を委任する規則」（昭和44年大阪府規則第34号）を廃止するため、「大阪市長に事務を委任する規則を廃止する規則」を制定し、昭和49年1月18日付けで公布、施行した。

第3節 環境科学センター(仮称)の設立準備

第1 経緯

現下の公害事象に対処するため、公害監視センターをはじめとして、放射線中央研究所、公衆衛生研究所、工業技術研究所及び農林技術センター等の試験研究機関において、それぞれの特性に応じた公害に関する調査研究を実施している。しかしながら、多様化する公害現象に対処し、公害から府民の健康を守り生活環境を保全するためには、現行の調査研究体制をより一層科学的専門的立場から総合的に対処し得るよう整備する必要がある。

このため、昭和47年11月に大阪府公害研究機構整備調査委員会（大阪府公害対策推進本部の下部組織）から示された公害研究機構の整備に係る報告に基づき、その施策の一環として公害問題研究の中心的役割りをにう機関として、環境科学センター(仮称)を設置することとした。

本センターは、具体的には現公害監視センターを軸とし、これに情報管理、環境計画研究等の専門部門を付加して発足させる予定である。その構想は表-51のとおりである。

表-51 環境科学センター(仮称)の基本構想

部 門	主 な 機 能
管 理	一般管理、公害広報コーナー、公害技術研修、啓発教育
情 報 管 理	公害データバンク、総合解析、電子計算機の共同利用 常時監視
環 境 調 査	大気、水質、騒音、振動等の調査研究
環 境 計 画 研 究	環境問題に関する社会科学部門を含めた総合的研究
検 査 測 定 技 術	大気、水質、騒音、振動等の検査分析測定技術の研究

第2 庁舎建設等の準備

環境科学センター(仮称)の庁舎については、その全体構想を満たし所期の機能を十分に発揮させるため新庁舎を建設することとし、昭和48年度においてはその基本設

計を行った。

また、公害データバンクの設置並びに電子計算機の共同利用等の構想を具体化するため、大型電子計算機を中心とする総合システムの導入について所要の準備事務を進めた。

第4節 公害関係部門の組織の充実

工場、事業場に対する規制、指導を強化するため、昭和48年4月1日付けで規制担当係として公害室大気課に大気第4係及び同水質課に水質第4係をそれぞれ増設するとともに、大阪地域公害防止計画及び大阪府環境管理計画の進行管理等を行うため、同公害対策課に計画管理係を増設した。

また、環境汚染に係る保健対策を強化するため、昭和48年4月1日付けで衛生部環境保健課に公害保健に関する業務を担当する企画係及び調査係を増設した。